

GPA の算出と活用について

GPA の算出と活用は、履修規程に定めている。

(成績の評価及び表示)

第 15 条 授業科目の成績は、100点を満点とし、60点以上を合格、59点以下を不合格とする。

2 前項成績評価は、評価基準に基づき 5 段階で評価する。

合否	評価基準		成績
合格	授業の到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績	100点から90点まで	秀
	授業の到達目標を十分に達成できている優れた成績	89点から80点まで	優
	授業の到達目標を達成できている成績	79点から70点まで	良
	授業の到達目標を最低限達成できている成績	69点から60点まで	可
	「本学における授業科目の履修」とみなすもの※	段階なし	合
不合格	授業の到達目標を達成できていない成績	59点以下	不可

※ 学則第 31 条、第 32 条、第 33 条等に該当するもの。

3 前項の成績評価に対して GP (Grade Point) を与え、次の基準により表示する。

	成績	GP	点数
(1)	秀	4	100点から90点まで
(2)	優	3	89点から80点まで
(3)	良	2	79点から70点まで
(4)	可	1	69点から60点まで
(5)	合	—	段階なし
(6)	不可	0	59点以下

4 「秀」評価は成績上位 10%程度を目安とする。

5 第 13 条第 2 項により、再試験を行った場合の評価は可又は不可とする。

6 成績評価が不可の場合は、その授業科目の単位を認定しない。

(GPA の算出)

第 16 条 前条の規定による成績評価に対し、次の方法で GPA (Grade Point Average) を算出する (小数点以下第 3 位を四捨五入)。

2 「合」評価は GPA に算入しない。

$$\frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1 + \text{不可の単位数} \times 0}{\text{履修登録単位数 (不可を含む)}}$$

(GPA の活用)

第 17 条 前条により算出された GPA は、以下のように活用される。

(1) 学位記授与式の代表学生選抜については、GPA の高い学生が優先される。

(2) 各学期の GPA が 2 未満であった学生には、担任から学習指導を実施する。

(3) 各学期の GPA が 1 未満であった学生には、担任および教務委員長より指導した後、改善が見込まれない場合は、退学勧告を行うことができる。

(4) 各学期の GPA が 1.5 未満であった学生には、各種実習辞退の勧告を行うことができる。